

大和市監査委員告示第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

令和6年1月30日

大和市監査委員 佐藤 光 徳

- 1 監査等の種類 地方自治法第199条第7項の規定による監査
- 2 監 査 対 象
 - 団 体 大和商工会議所
 - 所 管 部 局 市民経済部 産業活性課
- 3 監査対象期間 令和5年4月～令和5年12月
- 4 監 査 年 月 日 令和6年1月30日
- 5 監 査 の 方 法 この監査は、大和市監査基準に従い、団体及び所管部局における次に掲げる事務を対象とし、団体の事業に係る出納その他の事務の執行が適正に行われているかを主眼として、抽出により実施した。

なお、古木邦明監査委員は、地方自治法第199条の2の規定により除斥した。

団体に関する事項

 - ・ 補助金の経理に関する事務

所管部局に関する事項

 - ・ 補助金交付に関する事務
- 6 主 な 着 眼 点 団体に関する事項
 - ・ 収入、支出の経理は適正か
 - ・ 補助金が対象事業以外に流用されていないか

- ・現金等の管理体制は適切か

所管部局に関する事項

- ・助成手続きは適正か
- ・団体に対して適切に指導・監督を行っているか

7 監査結果 団体の事業に係る出納その他の事務の執行は、適正に執行されているものと認められた。